

5. 保育料について

- 保育料は、原則として保護者(父母等)の市町村民税の課税額により決定します。ご家庭の状況により、同居のご家族(祖父母等)の税額を合算することがあります。
 なお、市町村民税の所得割課税額は、税額控除前の額により算定します。
 ※実際の課税額と異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 令和5年度の保育料は、4月から8月分は令和4年度課税(令和3年中所得)、9月から3月分は令和5年度課税(令和4年中所得)により算定します。
- 児童の年齢区分は、年度の初日の前日の満年齢によります。(年度途中で年齢が変わっても、保育料の変更はありません。)
- 保育料口座振替日は、市内の公立施設は毎月25日(金融機関が休日の場合は翌営業日)です。市内の私立施設及び市外の保育施設は、各施設へお問い合わせください。

世帯の階層区分		保育料(月額)				3歳以上児	
		3歳未満児(※1)		3歳未満児(※2) (ひとり親世帯等)			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円 ※別途、 副食費必要	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円		
C	市町村民 税所得割 課税額	48,600円未満	19,500円	19,300円	9,000円		9,000円
D1		77,101円未満	30,000円	29,600円	9,000円		9,000円
		97,000円未満			30,000円		29,600円
D2		124,500円未満	37,500円	36,900円	37,500円		36,900円
D3		169,000円未満	40,000円	39,400円	40,000円		39,400円
D4		229,100円未満	43,000円	42,300円	43,000円		42,300円
D5		301,000円未満	47,500円	46,700円	47,500円		46,700円
D6		397,000円未満	51,000円	50,100円	51,000円		50,100円
D7	397,000円以上	56,000円	55,000円	56,000円	55,000円		

- 同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設等に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合
 - (1) 上記の施設を利用する最年長の児童 保育料表に定める額
 - (2) (1)から順に2人目の児童 保育料表に定める額の半額
 - (3) (2)から順に3人目以降の児童 0円

※1 世帯の市民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、小学生以上のお子様も含めて2人目の児童が半額、3人目以降の児童は0円となります。

※2 ひとり親世帯等の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合は、小学生以上のお子様も含めて2人目以降の児童の保育料は0円とします。